

県・市町協調事業「三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金」について

令和2年6月1日
三重県雇用経済部

1 協力金実施にかかる経緯等

新型コロナウイルス感染症が、都市圏だけでなく、地方への感染が拡大していることを受け、本県では、令和2年4月10日、「感染拡大阻止緊急宣言」を宣言するとともに、愛知・岐阜両県と連携し、県民の移動自粛等をお願いしてきたところです。

また、4月16日には、政府から全国を対象とした「緊急事態宣言」が発出されたことから、本県では、4月20日、県民の皆様の“命と健康”を最優先に考え、今後取り組むべき対策である“新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」～5つのお願い～”を発表するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、対象となる施設に対して休業協力要請を行いました。この要請にあたり、休業又は夜間営業の自粛に全面的にご協力いただく中小企業・小規模企業に対する協力金制度の創設について緊急に検討し、県と市町との協調事業として「三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金」（以下「協力金」という。）を実施することになりました。

2 協力金の概要

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため、4月20日に発表した「三重県緊急事態措置～5つのお願い～」による休業協力要請に応じて、緊急事態措置実施期間中（令和2年4月20日から5月6日）に要請対象となる施設の休業等に全面的に協力（※）いただいた中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）に対して、県と市町が協調して協力金を交付します。

※ 全面的に協力とは、緊急措置期間中の全期間、休業等に協力いただくことが基本となりますが、少なくとも4月22日から5月6日までの期間において休業等に協力いただくことをいいます。

(2) 対象となる事業者

三重県による休業協力要請の対象となる県内施設を運営する中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）のうち、県からの要請を受け、休業又は営業時間を短縮した事業者

※ 本県が三重県以外でも対象です。

※ 休業協力要請の対象施設は別添一覧表を参照してください。

(3) 支給額

1事業者あたり 一律50万円

※ 県・市町における財源については、政府による「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用を見込むとともに、市町負担額については、交付終了の確定をもって折半します。

(4) 申請件数

5月22日（金）、受付を終了し、県全体で11,188件の申請を受け付けました。

うち桑名市分： 693件（5月29日時点）

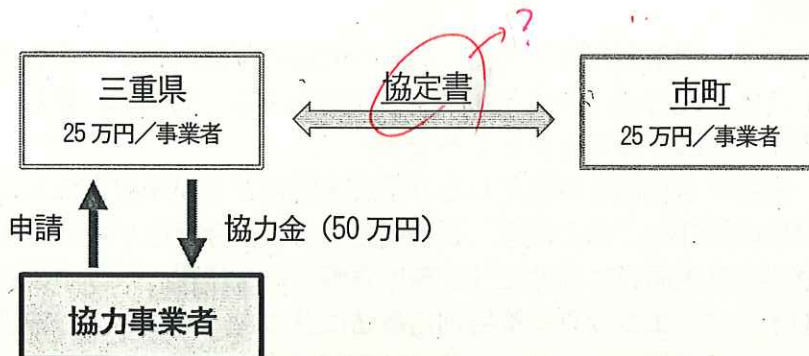
734件（推計）⇒申請件数

※現在、申請書の審査を進めておりますが、件数及び各市町負担額の確定には、しばらく時間がかかる見込みです。

3 協力金交付の事務等

協力金実施にかかる専用相談窓口の設置・相談対応（期間中は土日祝日も開設）、事業者からの申請受付、審査、事業者への協力金の交付に至るまでの一連の事務は、三重県が実施します。

なお、事業者への交付が完了し、市町の負担額が確定した段階で市町から県に納付していただきます。



協定書の趣旨

県と市町が協調して実施する協力金に係る支出や交付事務等について取り決める。

協定書の内容

- (1) 支出の割合：県と市町が折半。
- (2) 交付事務：事業者からの申請受付、協力金の各事業者への交付は、市町の支出分も含め県が行う。
- (3) 支出方法：事業の交付金額確定しだい、市町に通知。その後、市町が県に支払う。

4 事業スケジュール

- 4月20日(月) 「三重県緊急事態措置」発表、休業協力要請対象施設等への休業協力要請、「新型コロナウイルス感染症拡大阻止にかかる休業要請相談窓口」の開設
- 4月24日(金) (県)4月補正予算の成立
- 4月27日(月) 募集要項公表、受付開始
- 5月11日(月) 協力金の支給開始 (支給済件数 3,830件、5月29日現在)
- 5月22日(金) 申請受付終了
- 6月中旬 (県)6月補正予算案の提出
- 6月末 事業者への支払い完了(予定)、市町負担分の確定